

自動車リサイクル法
破砕業許可申請書

長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課

<p>自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律） ～ 破 碎 業 の 許 可 申 請 手 続 き に つ い て ～</p>
--

◆申請書に必要な書類の内容

＜申請書記載事項＞

- ①申請者名・住所・代表者名
- ②事業所名・所在地
- ③役員 の 氏 名 ・ 住 所
※役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- ④本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の氏名・住所
- ⑤申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人の場合には、法定代理人の氏名・住所
- ⑥申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人の場合には、法定代理人の名称・住所・代表者名
- ⑦申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人の場合には、法定代理人の役員 の 氏 名 ・ 住 所
- ⑧事業の用に供する施設の概要
- ⑨標準作業書の記載事項
- ⑩既に解体業・破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を得ている場合には、当該許可番号（申請中であれば申請年月日）
- ⑪破碎業を行おうとする事業所以外の場所で積み替え・保管を行う場合の当該場所の所在地、面積、保管量の上限
- ⑫施設について廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、その許可番号・許可年月日
- ⑬発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の氏名又は名称・住所

＜添付書類＞

- ①破碎業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む）の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書（処理能力計算書を含む）、付近の見取り図（廃棄物処理法の産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けている施設である場合を除く）
- ②施設の所有権（又は使用权原）の証明書（産業廃棄物処理施設を含む）
- ③事業計画書
- ④収支見積書
- ⑤申請者が個人の場合には、住民票の写し（本籍地（外国人にあつては、国籍等）記載のもの。以下同じ。）と登記事項証明書（成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書。以下同じ。）
- ⑥申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為と登記簿謄本（履歴事項全部証明書。以下同じ。）
- ⑦役員 の 住 民 票 の 写 し と 登 記 事 項 証 明 書
- ⑧発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し及び登記事項証明書（個人株主等用）又は登記簿謄本（法人株主等用）
- ⑨本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写しと登記事項証明書
- ⑩申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人の場合には、法定代理人の住民票の写しと登記事項証明書
- ⑪申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人の場合には、法定代理人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書、役員 の 住 民 票 の 写 し 並 び に 登 記 事 項 証 明 書
- ⑫欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書

※）当該都道府県等における初めての許可申請の場合には、既に他に解体業・破碎業又は産業廃棄物処理業の許可を受けていれば、一定の条件を満たせばその許可証の提出でもって添付書類の一部（⑤と⑦～⑩）は不要となる。

※）許可更新時は、特段の変更がなければ、施設関係の添付書類（①と②）は不要。

※）登記事項証明書に代えて、精神機能の障害の有無に関する医師の診断書を提出することができる。

◆破砕業許可申請に必要な審査手数料

・新規許可申請時	: 84,000円
・更新許可申請時	: 77,000円
・事業範囲変更許可申請時	: 67,000円

◆許可申請における留意事項

<申請ができる者>

- 1 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること
- 2 申請者が次のいずれにも該当しないこと

イ	① 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者 ^{註1} 、又は② 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ	禁固以上の刑 ^{註2} に処せられ ^{註3} 、その執行を終わり ^{註4} 、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過 ^{註5} しない者 ^{註6}
ハ	次に掲げる法令等に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> ① この法律（使用済み自動車の再資源化等に関する法律） ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ③ 浄化槽法 ④ その他生活環境の保全を目的とする法令で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> 一 大気汚染防止法 二 騒音規制法 三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 四 水質汚濁防止法 五 悪臭防止法 六 振動規制法 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 八 ダイオキシシン類対策特別措置法 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ⑤ 上記の法令に基づく処分 ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く）
	次に掲げる罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 刑法第204条（傷害） ⑧ 刑法第206条（現場助勢） ⑨ 刑法第208条（暴行） ⑩ 刑法第208条の2（凶器準備集合及び結集） ⑪ 刑法第222条（脅迫） ⑫ 刑法第247条（背任） ⑬ 暴力行為等処罰に関する法律
ニ	次に掲げる許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（法人である場合においては、当該取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。） <ul style="list-style-type: none"> ① 使用済み自動車の解体業又は破砕業の許可 ② 一般廃棄物収集運搬・処分業の許可 ③ （特別管理）産業廃棄物収集運搬・処分業の許可 ④ 浄化槽清掃業の許可
ホ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
ト	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
チ	法人でその役員 ^{註7} 又は政令で定める使用人 ^{註8} のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リ	法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
ヌ	個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1「主務省令で定める者」

精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

注2「禁固以上の刑」

死刑、懲役、禁固をいう。

注3「刑に処せられ」

刑の言渡しを受け、有罪が確定した場合をいう。

注4「執行を終わり」

現実に刑の執行が完了した場合及び仮出獄を取り消されることなくして刑期を経過した場合をいう。

注5「5年を経過」

刑の執行が完了した日又は刑の執行を受けることがなくなった日の翌日から起算して5年間を経過したことをいい、5年を経過して欠格条項に該当しなくなる日というのは、「5年を経過した日の翌日」となる。

注6「執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」

刑法第31条による刑の時効によりその執行の免除を受け、又は恩赦法第8条により刑の執行の免除を受けてから5年を経過しない者などをいう。

なお、刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、これに該当するが、この者が執行猶予を取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、刑法27条により言渡しの効力そのものが失われることから、当該欠格条項に該当しないことになる。

注7「法人における役員」

ア 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

イ 公益法人・協同組合の理事、監事等

ウ 株式会社等の監査役、相談役、顧問等

エ いかなる名称を有する者であるかを問わず、アからウと同等以上の支配力を有すると認められる者

注8「政令で定める使用人」（施行令第5条）

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号のほか継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

<許可に至るまでの標準審査期間>

おおむね60日間。ただし、施設基準が満たされていない場合等改善を要する日数等を除く。また、欠格要件等により許可できない場合があります。

<許可の期間>

許可日より5年間。ただし、許可取り消し等により許可を失効する場合があります。

更新を希望される場合、できるだけ許可期限の2ヶ月前までには更新許可申請を行ってください。

◆参考（自動車リサイクル法に係る登録手数料、許可申請手数料）

		手 数 料	有効期間
引取業者	新規登録	3,000円	5年間
	登録更新	3,000円	5年間
フロン類回収業者	新規登録	5,000円	5年間
	登録更新	5,000円	5年間
解体業	新規許可	78,000円	5年間
	更新許可	70,000円	5年間
破砕業	新規許可	84,000円	5年間
	更新許可	77,000円	5年間
	変更許可	67,000円	次期更新時

東京法務局への「登記されていないことの証明書」の申請について

「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものです。

自動車リサイクル法における解体業・破碎業の許可申請の際、あらかじめ東京法務局より「登記されていないことの証明書」（登記事項証明書）の交付を受ける必要があります（許可申請書の第2面及び第3面に記載された者全員分が必要）。

成年後見制度とは

認知症の方、知的障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのがこの制度です。以前の禁治産・準禁治産制度は戸籍に記載されていましたが、取引の安全の保護と本人のプライバシー保護の観点から平成12年4月に成年後見登記制度へ移行し、一定の者に限定して登記の有無の情報開示が行えることになっています。

1 申請方法

- ①最寄りの法務局の窓口で申請する。
- ②東京法務局あて郵送により申請する。

2 手数料

1通につき、300円の「登記印紙」を最寄りの法務局又は中央郵便局等で購入ください。

4 郵送による申請のしかた

申請書に登記印紙を貼付のうえ、返信用封筒（長3サイズ（23cm×12cm）の封筒に宛名を明記・切手を貼付したもの）を同封し、下記送付先あて郵送してください。

<送付先>

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話03-5213-1234(代)、03-5213-1360(直)

<申請書配布場所>

最寄りの法務局（本局、支局、出張所）

※）インターネットのホームページ上から申請書をダウンロードすることもできます。

法務省ホームページ ⇒ <http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>

5 その他

- ・本人以外で請求できるのは、本人の配偶者または四親等以内の親族です。この場合、戸籍謄抄本等親族関係を証する書面が必要となります。
 - ・代理人が申請する場合は、本人からの委任状が必要です。
 - ・証明事項は、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」こととしてください。
 - ・郵送による手続きとなるため、証明書の到着まで10日程度かかる場合があります。早めに手続きをされることをお勧めします。
 - ・その他、申請にあたりご不明な点がございましたら、最寄の法務局にお問い合わせください。
- ・自動車リサイクル法関連のお問い合わせは、
最寄りの県立保健所または長崎県資源循環推進課（TEL095-895-2373）まで。

様式第八（第六十条関係）

破 碎 業 許 可 申 請 書
許可の更新

※許可番号

※許可年月日

年 月 日

長崎県知事 様

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第1項の規定により、必要な書類を添えて破碎業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所 在 地	(郵便番号)		電話番号
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年	月	日 第 号
	年	月	日 第 号
	年	月	日 第 号
	年	月	日 第 号
他に解体業又は破碎業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあつては、その許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあつては、申請年月日）	
破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			

(第2面)

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年であり、かつ、法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年であり、かつ、法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

標準作業書の記載事項	
解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 (排水処理施設を設置する場合に限る。)	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
△手数料欄	

- 備考
- 1 △印の欄は、記入しないこと。
 - 2 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返して設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
 - 5 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
 - 6 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

○添付様式1(1) [事業所全体平面図]

事業所全体平面図

事業所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	

平面図（事務所、破碎作業場、解体自動車・自動車破碎残さ等の保管場所、排水処理施設、排水溝など）

	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備 考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	□	
自動車破碎残さ	m ²	m	□	

1. 寸法についても記載すること。
2. 施設の所有権（又は使用権原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。
3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。

○添付様式1 (2) [破碎業に係る作業フロー]

破碎業に係る作業フロー

1. 作業フローの中には、各工程で使用する機械等の名称及び型式も記載すること。
2. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式1(3)〔事業所付近図〕

事業所付近図

1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

○添付様式2（1）〔事業所以外の積替え保管場所平面図〕

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所平面図

《破碎業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破碎残さの積替え保管を行う場合》

積替え保管				
場所所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	

平面図（囲い、区画、床面の説明、排水処理施設、排水溝など）

	保管場所面積	積み上げ高さ	保管量の上限	備考
解体自動車	m ²	m	台	
圧縮解体自動車	m ²	m	□	
自動車破碎残さ	m ²	m	□	

1. 寸法についても記載すること。
2. 施設の所有権（又は使用権原）を証明するもの（土地及び建物登記簿謄本、使用承諾書等）を添付すること。
3. 上記図面を記載した標準作業書又は平面図を別途添付している場合には、本書への平面図の記載を省略できる。
4. 積替え保管場所が複数ある場合には、所在地ごとに平面図を作成すること。

○添付様式2(2) [事業所以外の積替え保管場所付近図]

事業所以外の解体自動車・自動車破碎残さの積替え保管場所付近図

1. 事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

土地・建物等使用承諾書

次の物件を自動車リサイクル法における破碎業の用に使用することを承諾します。

土地： (m²)

建物： (m²)

その他：

令和 年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____

貸主 住所 _____

氏名 _____ 印

○添付様式4〔破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要〕

破碎前処理又は破碎の用に供する施設の概要

《産業廃棄物処理施設以外の施設である場合に限る》

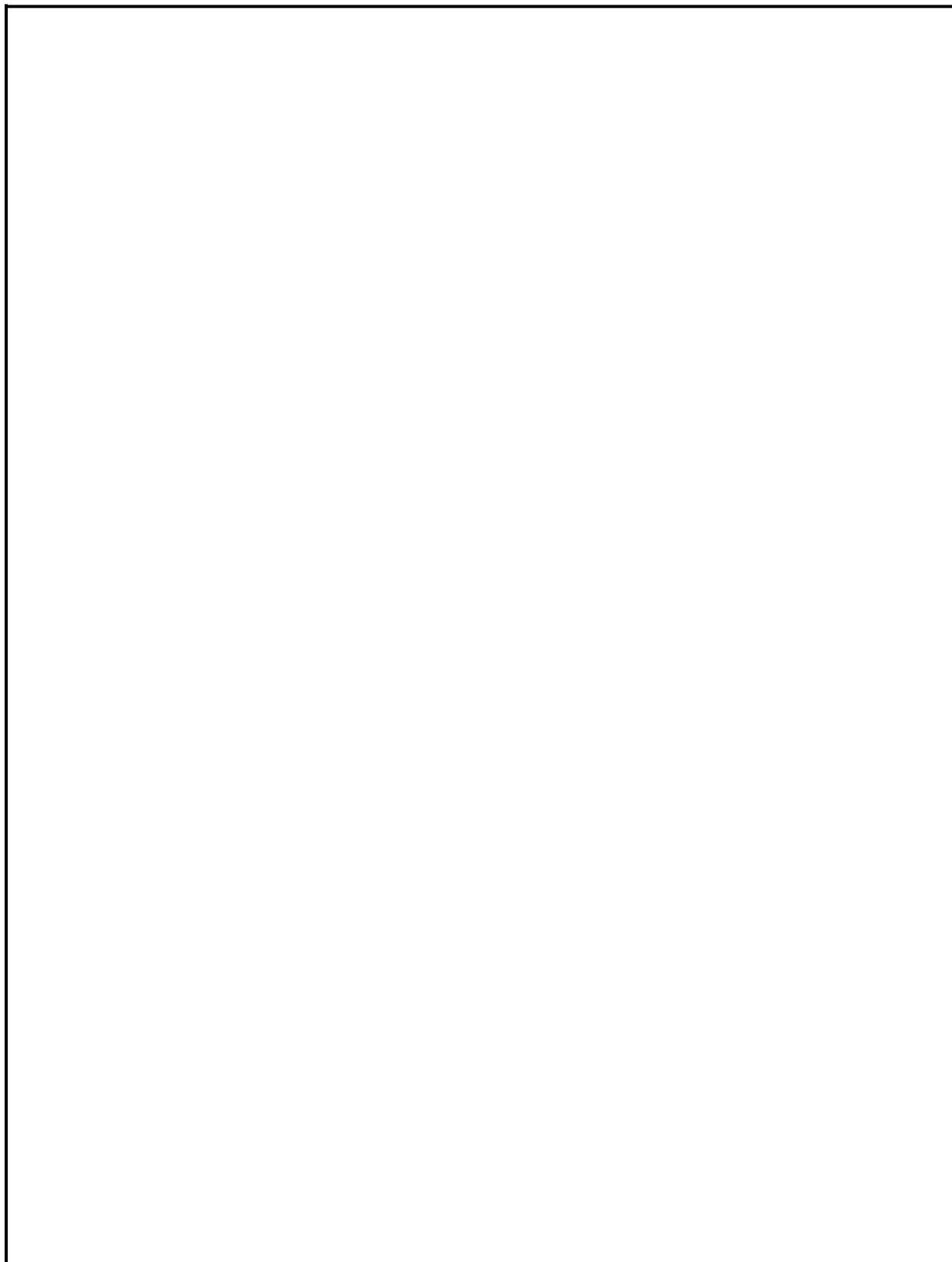
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	年 月 日
処理能力	t・□/日 (時間)
処理施設の処理方式及び設備の概要	
生活環境の保全上の措置	<p>○廃棄物の飛散・流出防止措置</p> <p>○騒音防止措置</p> <p>○振動防止措置</p>
<p>1. 処理施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書（処理能力計算書を含む）を添付すること。</p> <p>2. 施設が複数ある場合には、施設ごとに記載すること。</p> <p>3. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。</p>	

保管施設の措置概要

保管施設所在地								
1. 圧縮していない解体自動車の保管施設								
①囲い	有無	有 ・ 無	高さ	m	材質			
②区画	有無	有 ・ 無	方法				面積	m ²
③保管方法等の概要								
2. 圧縮（プレス）又は剪断した解体自動車の保管施設								
①囲い	有無	有 ・ 無	高さ	m	材質			
②区画	有無	有 ・ 無	方法				面積	m ²
③保管方法等の概要								
3. 上記1～2の共通事項								
①掲示板（表示）の設置	状況	有 ・ 予定	大きさ	縦	cm × 横	cm		
②衛生害虫発生防止措置	薬剤散布 ・ その他（ ）							
4. 自動車破砕残さの保管施設								
①保管容量等	面積	m ² （縦 m×横 m）			保管量の上限	□（ 日分）		
	積み上げ高さ	m			破砕処理能力	□/日		
②床面	構造	鉄筋コンクリート ・ その他（ ）				厚さ	cm	
③排水処理施設等	有無	有 ・ 無	処理方法					
	処理能力	□/日		排水量	□/日		排水溝	有 ・ 無
④雨水がかからない措置	屋根 ・ 覆い ・ その他（ ）							
⑤飛散・流出防止措置	側壁（ 面） ・ その他（ ）							
⑥掲示板（表示）の設置	状況	有 ・ 予定	大きさ	縦	cm × 横	cm		
⑦衛生害虫発生防止措置	薬剤散布 ・ その他（ ）							
<p>1. 上記事項を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。</p> <p>2. 該当する箇所について記載し、該当しない箇所については斜線を引くこと。</p> <p>3. 保管施設の所在地ごとに必要事項を記載すること。</p>								

○添付様式6〔自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図〕

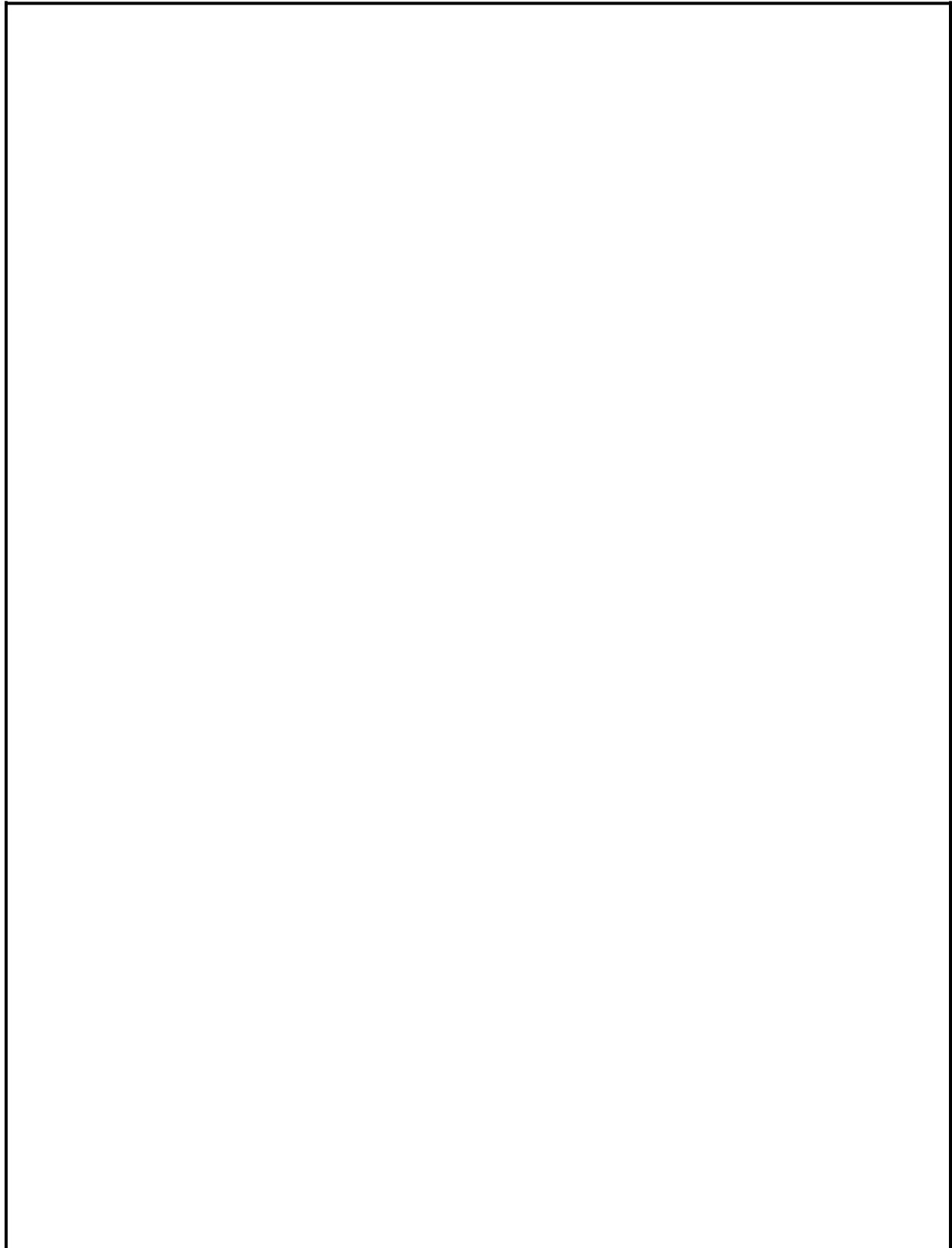
自動車破碎残さの保管施設の平面図・立面図



1. 寸法についても記載すること。
2. 分離部品保管施設及び解体作業場の図面は、屋根、覆いを明確に示すこと。
3. 仮保管施設も含めすべての保管施設について記載すること。
4. 上記図面を記載した標準作業書を添付している場合には、記載を省略できる。

○添付様式7〔排水処理施設の概要がわかる図面〕

排水処理施設の概要がわかる図面



1. 上記「排水処理施設の概要がわかる図面」には、フロー図又は施設断面図等排水処理内容がわかる図面を記載すること。
2. 上記図面を記載した標準作業書又は図面を別途添付している場合には、本書への図面の記載を省略できる。

○添付様式8 (1) [事業計画書及び収支見積書]

事業計画書及び収支見積書 (様式1)

年 月 日 現在作成

1-1. 事業の全体計画 (業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種 (乗用車、大型車) を含む。)

(※必要に応じフロー概略図を添付)

業務時間	: ~ :	従業員数	人	休業日	
------	-------	------	---	-----	--

1-2. 解体自動車等の引取実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許 可 取 得 後 の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主 な 引 取 先				

1-3. 破碎実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

○添付様式 8 (2) [事業計画書及び収支見積書]

1-4. 破碎等能力

1日当たり処理能力	年間稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1-5. 保管の状況

解体自動車		自動車破碎残さ (ASR)	
保管量の上限	台 (m ³) (台 (m ³))	保管量の上限	m ³ (m ³)
現在保管量	台 (m ³) (台 (m ³))	現在保管量	m ³ (m ³)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を () に記入すること。

1-6. 年間収支見積書

年 月 日 現在作成

項目		前年度 (年) [決算月 (月)]		今年度の見込み [決算月 (月)]	
		年度 (千円)	(1台当) (円)	年度 (千円)	(1台当) (円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (解体自動車等購入費)				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ = ア - イ - ウ				
営業外利益	カ (主に利息 (注3))				
経常利益	キ = オ + カ				
解体自動車等年間引取台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

注1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 解体自動車等購入費は購入費をプラス、引取・処分料金を徴収した分はマイナスで計上すること。

3 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息よりも多い場合はマイナスで計上すること。

○添付様式9（1）〔※使用済自動車等を保管基準を超えて保管している実態がある場合のみ提出〕

事業計画書及び収支見積書（様式2）

年 月 日 現在作成

2-1. 不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量上限を超過している廃棄物の種類（すべて記載）（注）	
保管量上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の所在地及び名称	
搬出先での処理の方法	
年間搬出予定量（種類別）	
過去1年間の年間搬出実績（種類別）	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善にかかる予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 計 円 販売費用 円
改善にかかる資金の調達先	

注 解体自動車、自動車破砕残さ（ASR）以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

○添付様式 9 (2) [※使用済自動車等を保管基準を超えて保管している実態がある場合のみ提出]

2-2. 詳細収支見積書 (許可取得後 1 年間)

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益 (Ⅱ表ア)	千円	
保管 A S R に係る処分費用 (Ⅱ表イ)	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
(上記が借入金の場合の借入先)		

II 収益の計算表

	単位	
有用部品・有用金属売却益 (1 台当平均) A	円	
解体自動車等処分料金収入 (1 台当平均) B	円	
A S R 等処分費 (1 台当平均) C	円	
破砕作業工賃及び一般管理費 (1 台当平均) C'	円	
新規引取解体自動車年間処理台数 D	台	
新規引取解体自動車等利益 $E=(A+B-C-C') \times D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数 F	台	
保管解体自動車等利益 $G=(A-C-C') \times F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H=E+G$	千円	
保管 A S R 等に係る処分費用 イ I	千円	

III 単価 (1 台当平均) の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのAへ	
解体自動車等引取料金→ⅡのBへ (注1)	
破砕作業工賃及び一般管理費→ⅡのC'へ	

注1 処分料を徴収して引取することを想定しているが、解体自動車を買取っている場合は、マイナスで計上する。

2 過去直近 3 年間の決算書 (個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書) を添付する。

○添付様式9（3）〔※使用済自動車等を保管基準を超えて保管している実態がある場合のみ提出〕

2-2. 詳細収支見積書（つづき）

IV 詳細収支見積書附表

項目	直近期 の実績 (千円)	単 価		主な引取先、 引渡先又は 売却先	備 考 ※主な内訳下記のとおり
		(円)	単 位		
収 入	廃棄物収集運搬手数料				前年輸送台数 台
	解体自動車処分委託手数料(注)				前年委託実績 台
	有用物・有用金属売却収入(計)				
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	その他				
	A S R引渡料金				前年引渡実績 t
支 出	解体自動車引取費用(注)				前年引取台数 台
	廃棄物処分委託手数料(計)				
	A S R				
	解体自動車				
	(種類)				
	その他の廃棄物				

注1 決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2 直近年について作成すること。

3 解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車を買取っている場合は支出欄に記載すること。

○添付様式9（4）〔※使用済自動車等を保管基準を超えて保管している実態がある場合のみ提出〕

2-3. 資産に関する調書

年 月 日 現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金・預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

注 前年度の決算書（貸借対照表を含む）を添付する場合は、作成不要。

誓 約 書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第68条第2項の規定に基づき、同法第62条第1項第2号イからヌまで（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

長崎県知事 様

(申請者) 住所

氏名

破砕業許可申請者の欠格要件【使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号】

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者※又は破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ この法律第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
 - ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
 - チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
 - ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ※主務省令で定める者：精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

申 立 書

次に掲げる事項を記載した標準作業書を下記の場所で常備し、下記の方法により従事者に周知していることを申し立てます。

年 月 日

長崎県知事 様

(申請者) 住所

氏名

1. 常備場所

2. 周知方法

3. 破砕業に係る標準作業書に記載する事項

【使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則第62条第2号イ】

- (1) 解体自動車の保管の方法
- (2) 解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法
- (3) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法
- (4) 排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）
- (5) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法
- (6) 解体自動車の運搬の方法
- (7) 解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法
- (8) 破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
- (9) 火災予防上の措置